

貸付規程の一部改定等について

1 教育貸付け等に係る要件の拡大

(1) 概要

ア 教育貸付け、医療貸付け及び葬祭貸付けに係る資金を必要とする者のうち被扶養者でないものの範囲を、下表のとおり改める。

	現 行	改 定 後
教 育	子、孫又は <u>弟妹</u>	子、孫又は <u>兄弟姉妹</u>
医 療 葬 祭	配偶者、子、孫、 <u>弟妹</u> 又は父母（配偶者の父母を含む。）	配偶者、子、孫、 <u>兄弟姉妹</u> 又は父母（配偶者の父母を含む。）

イ 教育貸付けの対象に以下の事由を含める。

- (7) 償還中の民間金融機関等の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借り換え
ただし、以下の1～4の条件を全て満たすこと。
- a 借受人となる組合員名義の教育ローンであること
 - b 償還中の教育ローンの貸付日において、対象となる者が小中学生ではないこと
 - c 定められた期日に償還を行い、返済が滞っていないこと
 - d 申込時において、在学中であること
- (4) 貸付日から概ね1年以内に必要となる以下の費用（一括で支払うもの）
- a 下宿代・アパート代
※ 敷金・礼金・共益費・管理費・引越し代等諸費用についても、一括で支払うものについては認められる。
 - b 通学のための交通費（「6箇月通学定期券」代）
※ 「6箇月定期券」の販売がない場合は、「3箇月定期券」等、購入可能な最長期間の定期券とする。なお、貸付上限は、いずれも1年分とする。

【申込みに必要とする添付書類】

- (7) (以下1～3全て必要)
- a 民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書
 - b 過去3カ月の返済が確認できる書類（通帳の写し等）
 - c 在学証明書
- (4) (以下a・bとも、在学証明書（入学前の場合は合格通知書）の添付が必要)
- a 貸借契約書（契約期間、家賃、共益費等を確認できる部分含む。礼金、敷金についても申込む場合は、それらについても確認できること）
 - b ①定期券を使用中（購入後）の場合
 - ・定期券の写し②定期券購入前の場合（入学前等）
 - ・「申立書」（通学ルート・定期券代を記載し、「購入後は速やかに定期券の写しを提出します」との文言を入れたもの。）
（定期券購入後、速やかに定期券の写しを提出する。）

(2) 実施日 平成29年1月1日（平成28年12月15日申込み分より適用）

2 住宅災害貸付け（激甚災害以外）及び災害貸付けの貸付金利率の改定

(1) 概要

住宅災害貸付け（激甚災害以外）及び災害貸付けの貸付金利率を以下のとおりとする。
（現在借受中の住宅災害貸付け・災害貸付けにおいても適用。）

貸 付 種 別	現 行	改 定 後
住 宅 災 害 貸 付 け	2. 2 8 %	1. 7 2 %
災 害 貸 付 け	2. 2 8 %	1. 7 2 %

※ 利率は年利（貸付金保険料充当率（年 0.06%）を含む。）。

(2) 実施日 平成 29 年 1 月 1 日

3 激甚災害にかかる貸付金利率の特例の設定

(1) 概要

激甚災害にかかる貸付金利率の特例を設定し、平成 28 年 4 月 14 日以後に生じた公立学校共済組合貸付規程第 16 条第 7 項に規定する激甚災害に係る貸付けに適用する利率を以下のとおりとする。

貸 付 種 別 等		利 率
新 規 激 甚 住 宅 災 害 貸 付 け	元 金 償 還 猶 予 期 間	1. 0 6 %
	償 還 開 始 後	1. 2 8 %
既 貸 付 け 住 宅 貸 付 け	元 金 償 還 猶 予 期 間	1. 7 2 %
	償 還 開 始 後	
既 貸 付 け 住 宅 災 害 貸 付 け	元 金 償 還 猶 予 期 間	1. 2 8 %
	償 還 開 始 後	

※ 利率は年利（貸付金保険料充当率（年 0.06%）を含む。）。

※ 元金償還猶予期間は 3 年間。

(2) 実施日 平成 28 年 11 月 1 日